

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 健康福祉部 こども家庭課、ふれあい福祉課
- 2 監査実施日 令和5年2月24日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和3年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、健康福祉部長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する指摘事項及び改善要望以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

<指摘事項・こども家庭課>

土地の借受けに関し、賃料の基準が存在しないほか、農振農用地区域内の農地転用が行われていない農地を駐車場として借り受け、固定資産税の評価も農地のままの土地が存在した。賃料の基準を策定し、借受手続きにおける公平性や透明性を確保するとともに、農地法その他の法令を遵守する等、行政として

事務事業の実施において法令違反が発生することのないよう適法適正な事務実施に努められたい。

<指摘事項・ふれあい福祉課>

1. 行政財産使用料の継続使用許可事案について、前回及び前々回の監査にて年度当初に請求されていなかったことについて指摘したところであるが、今回の監査においても改善されていなかった。条例に基づき適正に事務処理されたい。
(行政財産使用料徴収条例第4条)
2. 生活保護費の返納金(生活保護法第63条(急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの返還金)・第78条(不実の申請その他不正な手段により保護を受けたときの返還金))が令和3年度において574万1千円の不納欠損となっており、過年の債権額も法第63条によるもので300万円余、法第78条によるもので4,000万円余りある。平成26年7月1日以降に支弁した法第78条徴収金などのいわゆる強制徴収公債権については、自力執行が可能であることから早期に回収できるものは滞納処分を実施するなど、適切な債権管理を実施するとともに、悪質な者に対しては、刑事告訴・告発を行うなど毅然と対応されたい。

<改善要望・こども家庭課>

次の事項につき、前回の監査において指摘事項としたものの改善が行われていない。指摘事項について改善等に取り組むことは、監査の実効性を確保するうえで必須であり、指摘事項について規則等に基づき、適正に事務処理されたい。

- ① 窓口での現金領収後に調定書の債務者氏名を現金取扱員としていないもの、公金払込書として市金庫に納入していないものがあつた。
(小松市財務規則第149条、会計事務処理マニュアル)
- ② 行政財産使用料における調定事務が遅延している。継続案件については契約の当初に行うよう、条例に基づき適正に事務処理されたい。
(行政財産使用料徴収条例第4条)
- ③ 行政財産使用許可台帳の整備が不備であり貸付状況を把握できていない。
(小松市財務規則第165条、小松市財務規則第179~180条の2)
- ④ 廃棄された重要物品が台帳から削除されておらず、所管する財産について正確な把握がなされていない。
(小松市財務規則第165条)

<改善要望・ふれあい福祉課>

1. 次の事項につき、前回の監査において指摘事項としたものの改善が行われて

いない。指摘事項について改善等に取り組むことは、監査の実効性を確保するうえで必須であり、指摘事項について規則等に基づき、適正に事務処理されたい。

① 現金を窓口で領収した際に現金領収証書を作成していない。

(小松市財務規則第 36 条)

② 身体障害者更正資金貸付金償還金の未収金に対する取り組みがなされていないことに加えて、今回の監査において生活保護費返還分の未収金に対する取り組みがなされていないものが見受けられた。

③ 業務委託料等の負担行為が業務等の執行後の起票日となっている。

(小松市財務規則別表第 2 第 22 条関係)

④ 業務委託の契約手続きにおいて契約書に収入印紙が貼付されていないことに加えて、今回の監査において課税文書に該当しない契約書(収入印紙の貼付不要)に収入印紙が添付されているものが複数見受けられた。

(印紙税法第 8 条第 1 項)

2. 生活援護費の支給について、所属長の決裁を受ける前に浮浪者移送費の資金前渡現金を生活援護費として一時的に支給しているものが複数見受けられた。

また、支給金額や困窮度を図る基準等の実務的なマニュアルが無く、職員個人の裁量により業務を行うことになるため公平性の確保が難しい状態である。適正に支給方法を整備されたい。

同様の制度は小松市を含めて県内 2 市だけが行っているが、今後の制度の在り方についても検討されたい。

(小松市生活援護規則、小松市事務決裁規程第 6 条)

9 監査の結果に添える意見

<こども家庭課>

少子化対策は喫緊の課題であり、子ども・子育て施策も様々なメニューが用意され、支援も拡充の方向にあるが、現状の経済的な支援、相談支援の充実に重点を置いた施策のみでは出生率の低下に歯止めがかかるまでには至っていない。

第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、各自治体の少子化対策への共通の課題のほか地域の実情を踏まえたオーダーメイドの取組みを展開する「地域アプローチ」による少子化対策を強力に推進しており、具体的な取組みの検討等のプロセスを「少子化対策地域評価ツール」として取りまとめている。①部局横断的な検討体制の構築、客観的指標の分析による地域特性の見える化、②主観調査による地域特性の把握、③地域の強み・課題の分析、④対応策の検討の進め方、といった「少子化対策地域評価ツール」によるアプローチを実践するとともに

に、既存の本市の子ども・子育て施策については「地域アプローチ」により把握された課題に合わせカスタマイズするなど、更に創意工夫を重ねられたい。